

## 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習実施のご案内

1. 取得できる資格	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了		
2. この資格が必要な業務	<p>次の酸素欠乏危険場所(酸素欠乏症にかかるおそれがある場所または硫化水素中毒にかかるおそれがある場所)における作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特殊な地層に接し又は通ずる井戸等の内部</li> <li>● 長期間使用されていない井戸等の内部</li> <li>● ケーブル等を収納するための暗きよの内部</li> <li>● 雨水等が滞留している暗きよの内部</li> <li>● 海水が滞留している熱交換器の内部</li> <li>● 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー等の内部</li> <li>● 空気中の酸素を吸収する物質を入れてある貯蔵施設の内部</li> <li>● 乾性油のペイントの内部で塗装された地下室等通気不十分な施設の内部</li> <li>● 穀物の貯蔵、果菜の熟成等に使用したサイロ等の内部</li> <li>● しょう油等発酵する物を入れてあるタンク等の内部</li> <li>● し尿、パルプ等腐敗分解しやすい物質を入れてあるタンク等の内部</li> <li>● ドライアイスを使用している冷蔵庫、冷凍庫、船倉等の内部</li> <li>● 窒素等不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのある施設の内部</li> </ul>		
3. 講習日程 ①②いずれかを選んでください	6月①	2026年6月 3、4、5日	1日目 9:00～16:40 2日目 9:00～17:00
	6月②	2026年6月30日、7月1、2日	3日目 9:00～16:10
※ 遅刻、早退、一時外出等により法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。			
4. 講習会場	ふくい労基教育センター TEL 0778-43-7720 〒915-0242 越前市栗田部町81-2 (武生ICより自動車で5分)		
5. 受講資格	特に受講資格はありません。		
6. 受講料及びテキスト代 (消費税10%対象) 登録番号 T5-2100-0500-0036	受講料 16,500円(内消費税1,500円) テキスト代 2,310円(内消費税210円) 「酸素欠乏危険作業主任者テキスト」(令和8年3月発行 改訂第6版) 非会員 18,810円(内消費税1,710円) 合計 会員 17,810円(内消費税1,619円) ※ 当協会会員については、テキスト代のうち1,000円を補助しています。		
7. 修了試験及び修了証の交付	(1) 所定の科目を受講した者に対して学科及び実技による修了試験を行いません。 (2) 修了試験合格者には、3日目の講習終了後、即日、技能講習修了証を交付します。 (3) 当協会発行の他の技能講習修了証をお持ちの方は、今回の講習とともに一枚に統合した修了証を交付しますので、現在所有の修了証の原本は講習日に提出して下さい。		
8. 受講申込手続	(1) 受講を希望される方は、裏面の申込書に記入し、下記申込先にご持参、ファックス又は郵送で提出して下さい。 (2) 申込書が適正に受理された場合は、「受講票」を交付します(ファックス等の場合は郵送します)。また、「写真と確認書類」の用紙もお渡します。 (3) 申込書が適正に受理され、 <u>受講票が届いた後に</u> ① <u>受講料、テキスト代を、下記の振込口座へ振込み、又は現金で支払って下さい。</u> <u>お振込みの際は、振込手数料をご負担願います。</u> ② <u>「申込書の原本」・「写真と確認書類」を郵送して下さい。</u> ③ 旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等確認できる書類が必要です。 (4) 受講申込の受付は、講習の初日の1週間前までです。(定員に達した時点で締切ります) (5) 納入された受講料は欠講されても返還いたしません。やむをえず受講できない場合には、届け出て、他の人がかわって受講しても差し支えありません。		
9. 申込先	ふくい労基教育センター 〒915-0242 越前市栗田部町81-2	TEL: 0778-43-7720 FAX: 0778-43-7721	
10. 振込口座	福井銀行 松本支店 普通預金 口座番号 1224030 名義: シャ) フクイケンロウドウキジュンキョウカイ		

